

船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における飼い主のいない猫の繁殖の抑制のため、動物愛護

指導センター（以下「センター」という。）又は獣医療法（平成4年法律第46号）

第2条第2項に規定する診療施設（市長が委託する京葉地域獣医師会会員の獣医師が診療の業務を行うものに限る。以下「診療施設」という。）において、飼い主のいない猫の不妊手術を実施するに際し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 飼い猫（飼い主（所有者又は占有者をいう。）がいる猫をいう。以下同じ。）以外の市内に生息する猫をいう。
- (2) 不妊手術 飼い主のいない猫の生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 担当獣医師 この要綱に基づき不妊手術を実施する獣医師をいう。

(対象)

第3条 不妊手術を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内の町会又は自治会の長
- (2) その他市長が必要があると認める者

(申請)

第4条 不妊手術を希望する者は、申請書（第1号様式）に猫の一覧（別記1）及び誓約書（別記2）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、実施の可否を決定し、不妊手術実施可否決定通知書（第2号様式）又は不妊手術実施決定通知書（第3号様式の1）及び診療施設依頼書（第3号様式の2）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(日時調整等)

第5条 センターは、前条第2項の規定によりセンターにおいて不妊手術を実施する旨の決定の通知を受けた者（以下「センター実施者」という。）と不妊手術を実施する日時を調整するものとする。

2 センターは、センター実施者に不妊手術を実施する日時、飼い主のいない猫を搬

入する日時その他必要な事項を連絡するものとする。

- 3 前条第2項の規定により診療施設において不妊手術を実施する旨の決定の通知を受けた者（以下「診療施設実施者」という。）は、センターが指定する不妊手術の実施期間内において、診療施設の指示に従い不妊手術を実施する日時を決定し、当該日時をセンターに連絡するものとする。

（猫の保護及び搬入）

第6条 センター実施者は、飼い主のいない猫を保護し、指定された日時にセンターに搬入するものとする。

- 2 センター実施者は、飼い主のいない猫を保護できず、指定された日時にセンターに搬入することができない場合は、速やかにセンターに連絡するものとする。
- 3 診療施設実施者は、飼い主のいない猫を保護し、指定された日時に診療施設に搬入するものとする。
- 4 診療施設実施者は、飼い主のいない猫を保護できず、指定された日時に診療施設に搬入することができない場合は、速やかに診療施設及びセンターに連絡するものとする。
- 5 前項の場合において、診療施設実施者は、センターが指定する不妊手術の実施期間内において、診療施設の指示に従い不妊手術を実施する日時を再度決定し、当該日時をセンターに連絡するものとする。
- 6 センター実施者及び診療施設実施者は、飼い主のいない猫の保護に当たっては、飼い猫が誤って保護されることがないように注意喚起するため、掲示、回覧等の方法により、あらかじめ周辺住民へ周知するものとする。

（不妊手術の実施）

第7条 担当獣医師は、センター又は診療施設において、不妊手術を実施するものとする。

- 2 不妊手術が終了したときは、右耳もしくは左耳の先端をV字型に切除するものとする。

（猫の引取り及び解放）

第8条 センター実施者は、不妊手術の終了後、センターが指定する日時にセンターから飼い主のいない猫を引き取り、保護した場所付近の安全な場所に解放するものとする。

2 診療施設実施者は、不妊手術の終了後、診療施設が指定する日時に診療施設から飼い主のいない猫を引き取り、保護した場所付近の安全な場所に解放するものとする。

(台帳の整備)

第9条 センターは、飼い主のいない猫の不妊手術の実施状況について、猫不妊手術実施台帳（電磁的記録を含む）に必要な事項を記入し、保管するものとする。

2 前項で規定する、猫不妊手術実施台帳に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請町会等名
- (2) 代表者氏名
- (3) 担当者名
- (4) 猫の性別、毛色
- (5) 不妊手術実施日
- (6) 担当獣医師名

(保護器の借用)

第10条 この事業を実施するに当たり、保護器の借用を希望する者は、猫保護器借用書（第4号様式。以下「借用書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による借用書が提出された場合は、保護器を貸し出すものとする。

3 保護器を借用した者は、センターが指定した期日までに、保護器をセンターに返却しなければならない。

(生息地域の状況の報告)

第11条 市長は、センター実施者及び診療施設実施者に対し、飼い主のいない猫の生息地域の状況等について、報告を求めることができるものとする。

2 センター実施者及び診療施設実施者が前項に規定する報告は、飼い主のいない猫生息状況等報告書（第5号様式）により行うものとする。

3 前項の規定による報告書の提出は、定められた不妊手術実施期間終了後6か月後に提出するものとし、以降1年ごとに概ね3回提出するものとする。

但し、申請者が申請した地区で再度不妊手術を実施した場合は、これ以前の申請に係る報告書の提出は不要とする。

(不妊手術実施決定の取り消し等)

第 12 条 偽りその他不正の方法により不妊手術を実施する旨の決定を受け、又は当要綱（当要綱で規定する様式等含む）もしくは当要綱に係る要領の規定に従わずに不妊手術の実施が認められた時は、市長は、その決定を取り消し、又は既に行われた不妊手術に係る費用を請求することができる。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項については、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づいて調整した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

第1号様式

申 請 書

年 月 日

船橋市長 あて

(団体名)

(郵便番号)

(代表者) 住 所

氏 名

電話番号

(担当者) 住 所

氏 名

電話番号

飼い主のいない猫の不妊手術を実施したいので、船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱第4条に基づき、別紙を添えて申請します。

記

	希望する不妊手術場所を記載ください
第1希望	
第2希望	

(別記 1)

猫の一覧

番号	生息地域	種類	性別	毛色	特徴等	その他
例	湊町●丁目 ▲番	日本猫	オス	白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()	ぶち	
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		
				白、黒、茶、三毛、 キジ、その他 ()		

※ 1 回の申請につき、10 頭が上限となります。

※ 不妊手術したい猫が 10 頭以上いる場合は、10 頭すべての不妊手術が終了後に再度申請してください。

(別記 2)

誓約書

私は、飼い主のいない猫の不妊手術を申請するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 申請した猫は、船橋市内に生息する飼い主のいない猫であること。
- 2 飼い主のいない猫の保護にあたっては、飼い猫が誤って含まれることがないように注意喚起するため、掲示、回覧等の方法により、あらかじめ周辺住民へ周知をすること。
- 3 当該猫は、不妊手術を実施後、保護した場所付近の安全な場所に解放すること。
- 4 手術中又は術前術後に当該猫が死に至る等の不測の出来事が生じうることを了承していること。
- 5 飼い猫を誤って不妊手術してしまった場合等、不妊手術の実施に関して発生した責任問題等については、自らの責任をもって飼い主等との間で解決すること。
- 6 当該猫の不妊手術が終了したことが外見から判断できるよう、手術と同時に右耳もしくは左耳の先端をV字型に切除することについて了承していること。
- 7 重篤な病気等により不妊手術が実施できないと担当獣医師が判断した場合は、当該猫の不妊手術が行われないことを了承していること。
- 8 不妊手術の終了後、市長から当該猫の生息地域の状況等について報告を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。
- 9 周辺住民等から当該猫の不妊手術に係る費用を受けとらないこと。
- 10 当該猫の当事業における不妊手術の権利を他人に譲渡等行わないこと。

年 月 日

団体名

代表者 (住所)

(氏名)

第2号様式

不妊手術実施可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の不妊手術については、下記のとおり決定したので、船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 実施する

対象とする飼い主のいない猫

2 実施しない

理由

第3号様式の1

不妊手術実施決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の不妊手術については、下記のとおり決定したので、船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

実施する

(1) 対象とする飼い主のいない猫

番号

毛色

(2) 不妊手術実施診療施設

(3) 不妊手術実施期間

年 月 日～ 年 月 日

診療施設依頼書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



下記団体より申請のあった飼い主のいない猫の不妊手術について、実施を決定しましたので、貴診療施設にて不妊手術を実施するよう依頼します。

記

- 1 申請町会等名
- 2 対象とする飼い主のいない猫
番号
毛色

- 3 不妊手術実施期間

年 月 日～ 年 月 日

.....
不妊手術実施報告書

年 月 日

船橋市長 あて

.....
における の飼い主のいない猫の不妊手術及びV字カット処置を 年
月 日（入院 年 月 日、退院 年 月 日） に
施術したことを報告します。

住所

診療施設名称

（法人の場合その名称）

代表者氏名



※術前・術後の当該猫の顔（耳カットがわかる）を含んだ写真を添付してください。

手術実施した猫の性別 オス メス

猫保護器借用書

年 月 日

船橋市長 あて

(団体名)

(代表者) 住 所

氏 名

電話番号

(担当者) 住 所

氏 名

電話番号

船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱第10条第1項に基づき、以下のとおり飼い主のいない猫の不妊手術のための保護器を借り入れます。

借用台数	台	保護予定匹数	匹
設置場所			
設置予定期間			

なお、借用にあたっては、以下の事項を遵守します。

- (1) 保護器を飼い主のいない猫の不妊手術のための保護以外に使用しないこと。
- (2) 保護器の権利を譲渡し、又は保護器を転貸しないこと。
- (3) 保護器の設置場所が他人の土地などである場合は、その土地の所有者の許可を得ること。
- (4) 保護器を設置している間は、保護器を監視し、猫を保護したら速やかに回収すること。
- (5) 借用中に保護器が破損又は紛失しないよう、責任を持って管理すること。
- (6) 保護器を使用した後は、洗浄し、速やかに返却すること。
- (7) 保護器に標識を表示すること。
- (8) その他市長が指示した事項

センター記入欄

貸し出し期間 年 月 日～ 年 月 日

貸し出し台数 台

保護器番号

 身分証等確認 (確認書類) (確認者)

飼い主のいない猫生息状況等報告書

年 月 日

船橋市長 あて

(団体名)
(郵便番号)
(代表者) 住 所
氏 名
電話番号
(担当者) 住 所
氏 名
電話番号

船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要項第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 不妊手術事業実施前の飼い主のいない猫の数 匹
- 2 不妊手術事業にて不妊手術を受けた猫の状況
 - (1) 不妊手術匹数 匹 (内オス 匹、メス 匹) (申請匹数 匹)
 - (2) 不妊手術後の状況

元の生息場所にいる猫	匹 (内オス 匹、メス 匹)
死亡・行方不明の猫	匹 (内オス 匹、メス 匹)
飼い猫となった猫	匹 (内オス 匹、メス 匹)
未手術の猫	匹
- 3 現在の飼い主のいない猫の数 匹 (うち不妊手術済み猫数 匹)